

## 管理手数料届出・実施料率表

JASRAC は、作詞者・作曲者・音楽出版者等の委託者に著作物使用料等を分配する際に、管理手数料として分配額に一定率（管理手数料率）を乗じた額を差し引き、それを業務運営の経費に充てております。

実際に適用する管理手数料率（実施料率）は、文化庁に届け出た「管理委託契約約款」の手数料率（届出料率）の範囲内で、理事会において定めています。

2020(令和2)年6月分配期から適用

使用料の区分	届出料率	実施料率		
演奏等	25%	25%		
大規模演奏会等(注1)		15%		
カラオケ		24%		
遊技機上映・演奏		15%		
BGM		25%		
貸与(貸レコード)	10%	10%		
業務用通信カラオケ		9%		
放送等	10%	8.5%		
有線放送等		9.5%		
インタラクティブ配信				
映画録音 上映	25%	25%		
出版等				
オーディオ録音 オールゴール CDグラフィックス等 カラオケ用ICメモリーカード	6%	6%		
ビデオグラム録音			10%	
広告目的で行う複製				(注2)
ゲームに供する目的で行う複製				
その他	25%	(注3)		
貸ビデオ		10%		
外国入金録音 演奏	5%	5%		
教科書等掲載補償金 教科用拡大図書等複製補償金 教科用図書代替教材掲載補償金	20%	20%		
私的録音補償金		10%		
私的録画補償金		(注4)		
授業目的公衆送信補償金(注5)		9.5%		

- (注1) 「大規模演奏会等」とは、「演奏会等」のうち、使用料規程に基づき算出する1公演当たりの「入場料に定員数を乗じて得た額」が5,000万円を超えるものをいう。
- (注2) 委託者が指定した使用料額が300万円以下の部分については8%、300万円を超え1,000万円以下の部分については2%、1,000万円を超える部分については1%を適用する。委託者が使用料額を指定しなかったときは、複製の形態に応じ使用料規程所定の使用料額をもって許諾することとなるから、これに対応する使用料の区分の実施料率を適用する。
- (注3) 「その他」の実施料率については、理事会において別に定めており、その全てが25%（届出料率）を下回っている。
- (注4) 「私的録画補償金分配規程」の附則2項の規定によりテレビ放送分配基金に合算して分配するため、放送等の実施料率を適用する。
- (注5) 2023年3月分配期から分配を開始する区分である。